

政策目標5 - 3 : 税関手続における利用者の利便性の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 税関手続に係る制度等の改善

貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、輸出入通関・保税その他の税関手続について、国際物流の変化や技術の進歩に対応するとともに、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現することが重要です。このような観点から、従来以上に国民のニーズに合った税関行政を実現するため、利用者の方々の利便性の向上に努めます。

(2) 情報提供機能の強化

税関手続に係る制度等の改善を図るとともに、輸出入者の方々に対する積極的な情報提供を実施し、税関行政の透明性を確保することが、利用者の方々の利便性向上のために重要です。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回国会 総理大臣所信表明演説

第166回国会 総理大臣施政方針演説

第166回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

平成19年度予算編成の基本方針（平成18年12月1日閣議決定）

平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成19年1月25日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定、18年6月16日及び12月26日一部改正）

経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成18年度の事務運営の報告

業績目標 5-3-1：輸出入通關・保税その他の税関手続について、適正な通關を確保しつつ、簡便な手續と円滑な処理を実現することにより利用者の利便性を向上させる。その際、国際物流の迅速化・円滑化に貢献し、電子化に対応するため、通關体制の整備、簡易申告制度の利用促進、通關情報処理システム(NACCIS)等の更なる充実によるシステム化の推進、ローリスク貨物に対する手續の簡素化などを推進する。

[平成18年度実施計画]

税關は、適正な通關を確保しつつ、円滑な通關処理を実現することを通じて、国際物流の迅速化・円滑化に貢献することが重要と考えます。この観点から、不正な輸出入が行われている可能性の高い貨物に対する重点的な審査・検査や、コンテナごとX線検査を行うことのできる大型X線検査装置等の有効活用に努めるとともに、申告手續等のシステム化や諸手續の簡素化を推進しています。また、コンプライアンスの優れた者に対する輸出通關手續の迅速化のための措置を図ったほか、税關の業務及びITシステムの最適化に向けた見直しに重点的に取り組んできたところです。更に、

こうした税関業務を一層適正かつ迅速に実施することができるよう税関の機構の見直しを行います。  
税関手続のシステム化

輸出入申告・保税その他の税関手続のシステム化については、昭和53年に通関情報処理システム（NACCS）を導入し、以後も累次のシステム更改や他省庁システムとのインターフェース化（連携）等を行うなど、利用者にとって使いやすく、コストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築しており、通関の迅速化や、輸出入者の方々の負担軽減を図っています。また、次世代シングルウインドウの実現等を図ることとしており、今後とも利用者の利便性の一層の向上に努めていくこととしています。

税関手続の改善等

輸出入通関・保税その他の税関手続については、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現するために様々な改善を行ってきています。その業績指標として「輸入通関の迅速化のための制度（予備審査制、到着即時許可制度）の利用による通関所要時間（調査実施年度のみ）」を設定して、税関手続に係るこれらの改善によって通関の迅速化がどれだけ実現されているかを把握しており、平成18年度においては、平成18年3月に実施した調査結果を踏まえ、引き続き輸入通関の迅速化を図っていきます。

（注）この「[平成18年度実施計画]」は、平成18年度政策評価実施計画（18年3月策定）の「基本的考え方」を要約したもので、全文は、平成18年度政策評価実施計画のP. 96～101参照。

### [事務運営の報告]

#### 輸入通關における平均所要時間

業績指標5-3- 「輸入通關における平均所要時間（調査実施年度のみ）」については、平成18年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月28日に公表しており、海上貨物は、4.3時間から3.3時間に短縮し、航空貨物は、前回と同じ0.4時間を維持しています。これは、税関の執務時間外における通關体制の整備の定着等により、全体として所要時間が短縮したものと考えられます。

業績指標 5-3- : 輸入通關における平均所要時間（調査実施年度のみ）（単位：時間）

		平成9年度 (H10.3実施)	12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)
平均所要時間	海上	5.6(86.7)	4.9(73.8)	4.3(67.1)	3.3(63.8)
	航空	0.7(31.5)	0.6(25.7)	0.4(17.0)	0.4(14.4)

（出所）関税局業務課調

（注）輸入申告から輸入許可までの時間（船舶等の入港から輸入許可までの時間も参考提示）

#### 輸出入通關における利用者満足度

業績指標5-3- 「輸出入通關における利用者満足度」については、輸出入者及び通關業者を対象としてアンケート調査を実施して計測しました。

平成18年度のアンケート調査は、平成18年12月に全国の税關において輸出入者及び通關業者を対象として実施し、輸出入者については465者から、通關業者については1,295営業所から回答がありました。

その結果、7段階評価のうち上位2段階の評価を得た割合である「輸出手続全体に関する評価（満足度）」は、輸出入者については19.0%（昨年度：24.5%）、通關業者については29.5%（昨年度：33.0%）と、それぞれ減少する結果となりました（なお、上位3段階の評価を得た割合は、輸出入者については、48.8%（昨年度：53.0%）、通

関業者については、64.7%（昨年度：65.5%）となっております。）。アンケート調査によれば、輸出入者、通関業者ともに、特に「回答・判断のばらつきの無さ」について不満足者層（7段階評価で下位3段階の評価）の割合が高く、輸出入通関における回答・判断にはばらつきがあったとされています。

業績指標 5-3- : 輸出入通関における利用者満足度 (単位: %)

		平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
満足度	輸出入者	18.6	20.1	20.2	24.5	目標値	実績値
	通関業者	32.2	28.1	24.6	33.0	向上	29.5

(出所) 関税局業務課調(アンケート調査による。)

(注) 数値は、税関相談及び通関手続等に関するアンケート調査において、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で上位2段階の評価を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP566参照。

#### 税関手続のシステム処理状況

業績指標5-3- 「NACCSの運用状況(システム稼働率)」及び業績指標5-3- 「CUESの運用状況(システム稼働率)」については100%となること、業績指標5-3- 「NACCSの運用状況(システム処理率)」については前年水準を維持すること、業績指標5-3- 「CUESの運用状況(処理件数)」については前年度実績より増加することを目指しました。

業績指標5-3- 「NACCSの運用状況(システム稼働率)」については、航空NACCS、海上NACCSとともに100%の実績値となり、目標を達成しました。また、システム利用者の利便性・サービス向上に供するため、航空NACCSにおいては平成13年10月、海上NACCSにおいては平成14年4月から毎日のメンテナンスに伴うシステム停止時間を短縮し、1日当たりのシステム稼働時間の拡大を図りました。これに伴い、引き続き高水準のシステム稼働率を維持するため、プログラム改善や設備改善等を行い、より質の高いサービス提供に要する諸作業について、毎日のメンテナンス時間以外の時間も含め計画的にシステム停止時間を設けて行うことに努めました。

業績指標 5-3- : NACCSの運用状況(システム稼働率) (単位: %)

		平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
システム稼働率	航空NACCS	99.9	99.9	99.9	99.9	目標値	実績値
	海上NACCS	99.9	99.9	100	100	100	100

(出所) 独立行政法人通関情報処理センター調

(注) システム実稼働時間 ÷ 1日のうちメンテナンス時間( )及び計画的な停止による時間を除く時間( )メンテナンス時間

航空：午前4:30～午前5:00(平成13年10月までは午前4:30～午前6:00)

海上：午前2:00～午前4:00(平成14年4月までは午前2:00～午前5:00)

業績指標5-3- 「C u P E Sの運用状況（システム稼働率）」については、100%の実績値となり、目標を達成しました。

業績指標 5-3- : C u P E Sの運用状況（システム稼働率） (単位：%)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
システム稼働率		100	100	100	100	100

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注1) C u P E Sは、平成15年3月に稼働を開始。

(注2) システム実稼動時間 ÷ 1日のうちメンテナンス時間( )及び計画的な停止による停止時間を除く時間( ) メンテナンス時間 午前4:00～午前5:00

業績指標5-3- 「N A C C Sの運用状況（システム処理率）」については、輸出入とも前年水準維持を目指しました。その結果、輸出では98.3%と昨年の実績と比べて0.3ポイント向上し、輸入では97.7%と昨年の実績と比べて0.2ポイント向上し、目標を達成しました。

業績指標 5-3- : N A C C Sの運用状況（システム処理率） (単位：%)

	平成14年	15年	16年	17年	18年	
					目標値	実績値
電 算 処理率	輸出許可	98.5	99.2	98.6	98.0	前年水準 維持
	輸入許可	91.9	97.0	97.4	97.5	前年水準 維持

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注) N A C C Sにより処理された輸出入申告件数 / 税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

業績指標5-3- 「C u P E Sの運用状況（処理件数）」については、前年度実績より増加することを目指しました。その結果、115,422件と、昨年度の実績と比べて1.1倍に増加し、目標を達成しました。

業績指標 5-3- : C u P E Sの運用状況（処理件数） (単位：件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
					目標値	実績値
処理件数		34,689	71,013	103,969	増加	115,422

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注1) C u P E Sは、平成15年3月に稼働を開始。

(注2) C u P E Sにより処理された件数。

更に、平成17年12月28日に決定・公表された輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを構築し、次世代シングルウィンドウを実現するため、関係府省と連携して検討を進めています。

今後は、平成18年3月に決定・公表された「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、利用者の利便性の更なる向上等の視点を踏まえ、次期税関システムの開発を引き続き行なっていきます。

また、次期税関システム開発事業は、「成果重視事業」として平成19年度政策評価実施計画に掲げられています。ただし、設定された目標の時期が平成21年以降となるため、平成21年度以降の政策評価書において評価することとします。

なお、本年の評価結果において目標を達成したため、平成19年度政策評価実施計画においては、業績指標5-3-「NACC Sの運用状況（システム稼働率）」及び業績指標5-3-「NACC Sの運用状況（システム処理率）」を参考・モニタリング指標とし、業績指標5-3-「CUPESの運用状況（システム稼働率）」及び業績指標5-3-「CUPESの運用状況（処理件数）」を廃止しました。

(参考) 次期NACC Sの利用状況（システム処理率） (単位：%)

	平成21年目標値	22年目標値
システム処理率	海上貨物の輸出入申告の システム処理率 96%	全貨物の輸出入申告の システム処理率 97%

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注1) NACC Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

(注2) システム処理率において、平成21年目標値は、海上NACC Sのみ更改されているため、海上貨物のシステム処理率のみ設定。

(注3) 「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

(参考) 次期NACC Sの運用状況（システム稼働率） (単位：%)

システム稼働率	平成21年度目標値	22年度目標値
航空NACC S	-	99.99
海上NACC S	99.99	99.99

(出所) 独立行政法人通関情報処理センター調

(注1) システム実稼働時間 ÷ 1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

(注2) 航空NACC Sの稼働率において、平成21年度目標値は、システム更改前のため、設定していない。

(注3) 「平成19年度政策評価実施計画」において、新しく「業績指標」に追加した。

#### 輸入通関の迅速化のための制度利用による通関所要時間

業績指標5-3-「輸入通關の迅速化のための制度（予備審査制、到着即時許可制度）の利用による通關所要時間（調査実施年度のみ）」については、平成18年3月に調査を実施し、その調査結果を同年7月28日に公表しました。

このうち、予備審査制を利用した場合の通關所要時間は海上貨物で1.5時間、航空貨物で0.1時間であり、本制度を利用しない場合の通關所要時間（海上貨物：4.2時間、航空貨物：0.7時間）に比べ、大幅な短縮が図られています。

業績指標 5-3- : 輸入通関の迅速化のための制度(予備審査制、到着即時許可制度)の利用による通関所要時間(調査実施年度のみ) (単位:時間)

		平成9年度 (H10.3実施)	12年度 (H13.3実施)	15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)
海上	予備審査制利用有	1.6	1.3(54.1)	2.0(51.3)	1.5(49.8)
	予備審査制利用無	6.2	5.9(79.4)	5.1(73.1)	4.2(70.9)
	到着即時輸入許可制度利用	集計実績無	集計実績無	集計実績無	集計実績無
航空	予備審査制利用有	0.1	0.1(4.8)	0.2(5.0)	0.1(2.0)
	予備審査制利用無	0.7	0.6(31.5)	0.5(31.7)	0.7(29.0)
	到着即時輸入許可制度利用	0(1.7)	集計実績無	0(0.2)	0.1(0.4)

(出所) 関税局業務課調

(注1) 予備審査制を利用した場合と利用しなかった場合、それぞれについての輸入申告から輸入許可に至るまでの時間。

(注2) 船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

### 税関手続に係る制度等の改善

- イ 国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図るため、平成19年度関税改正において、コンプライアンスの優れた輸出入者に対する特例措置(簡易申告制度、特定輸出申告制度)の改革を行うとともに、新たにコンプライアンスの優れた保税蔵置場等の被許可者に対する特例措置を講じました(平成19年4月及び10月施行)。
- ロ 輸出入者の利便性の向上の一環として、構造改革特区については、
  - (a) 港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応した平日夜間・土日休日等執務時間外の通関体制の整備、
  - (b) 通関需要が恒常的に見込まれる等の場合における臨時開庁手数料の2分の1への軽減、
  - (c) 保税蔵置場の許可に係る距離基準の緩和、  
を税関手続関連の特例措置としていましたが、平成17年度関税改正における法制化等により全国展開しました。また、これらのうち執務時間外の通関体制については、平成17年7月から必要な見直しを行い、平成18年度においても通関需要に応じた通関体制を整備しています。
- ハ 平成13年9月の米国同時多発テロ以降、物流セキュリティの強化が重要な課題となっています。他方、世界経済のグローバル化、情報化等が一層進展する中、国際物流の効率化により、我が国の国際競争力を維持する必要があります。このため、平成16年度に、政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」に関する取組として、関係7省庁で「安全かつ効率的な国際物流の実現」のための具体的な対策を「施策パッケージ」として取りまとめ、平成18年度にはその進捗状況の点検等を実施しています。

### 旅具通関

旅具通關については、社会悪物品等の密輸阻止の観点から厳正に実施する必要があり

ますが、行政サービスの向上を図るため、平成13年度から入国旅客の方々に対するアンケート調査を実施しています。

今回は平成18年12月初旬から下旬にかけて、成田、関西、中部及び福岡の各空港において、一般旅客4,500名を対象として実施しました（回収率：23.3%）。

その結果、一般旅客による「税関検査全体への評価」は、50.8%と昨年度を上回る結果となりました（昨年度：45.6%）。場面別の評価について見ると、「税関検査前の案内」で43.5%（昨年度：40.9%）の方が大変満足若しくは満足と回答し、「税関検査カウンターでの手荷物検査」では56.3%（昨年度：54.7%）の方が大変満足若しくは満足と回答し、「申告手続（税金納付・別送品等）」では39.9%（昨年度：34.2%）の方が大変満足若しくは満足と回答するなど、それぞれの場面においても昨年度を上回る結果となりました。

なお、税関が重点的に取り組むべき事項としては、税関検査前の案内における「税関職員による誘導・案内」、税関検査カウンターでの手荷物検査における「検査を受けるまでの待ち時間の短縮」、申告手続における「携帯品・別送品申告書の記入しやすさ」といった点が挙げられました。

このうち「携帯品・別送品申告書の記入のしやすさ」については、平成19年4月から、より記入のしやすい「携帯品・別送品申告書」に改訂したところであり、税関職員による誘導や案内を積極的に行うなどの行政サービスのほか、検査前後の挨拶を含めた税関職員の更なる接遇の向上に努めています。（アンケート調査の結果については、税関ホームページに掲載しています。）

参考・モニタリング指標 5-3-1：旅具通關に対する利用者の評価（単位：%）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
評価	61.7	64.5	55.8	45.6	50.8

（出所）関税局監視課調（アンケート調査による。）

（注）数値は、税関相談等に関するアンケート調査において、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で上位2段階の評価を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP567参照。

業績目標 5-3-2：これらの施策の実効性を確保する観点から、関税率表の所属区分等の公開、カスタムスアンサーの機能の充実、税関相談、事前教示等により、税関手続に関する利用者への情報提供機能を強化する。

#### [ 平成18年度実施計画 ]

税関行政の透明性を確保し、税関手続を行う利用者の方々の利便性の向上を図るために、関税率表や税関手続について十分な情報を提供することが必要です。このため、ホームページへの掲載等により、関税率表や税関手続の広報（情報の充実・強化）に努めるとともに、制度改正等に際しては説明会等を積極的に開催しています。

当該目標に対する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の浸透状況を測定します。

また、税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続等に関する相談の総合的な窓口として、税関相談官を設置しています。また、平成8年から税関手続についての相談を音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入し、平成12年からはインターネットによる利用も可能にしています。これらの取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入手続全般にわたる幅広い情報を提供します。個人を含め輸出入を行う方の増加により、求められる情報が多種多様化しており、「カスタムスアンサー」の利用の大部分がインターネットによるものである

ことから、英語版を含め従来の質問・回答内容を見直す等、利用者にとってより使いやすいものにしていきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相談制度の運用状況（税関相談に即日で対応した割合）」及び「税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談に迅速に対応できているかどうか、また、アンケート調査により、対応の速さのみでなく、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。更に、その結果を分析することによりその改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

また、税關においては、輸入を予定している貨物の品目分類、適用税率について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用は、税關にとっては、適正な輸入申告が確保されるとともに、輸入者の方々にとっても、事前に関税率を知ることが可能となる等大きなメリットがあります。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）」を設定し、事前教示に迅速に対応できているかどうかを測定します。

(注)この「[平成18年度実施計画]」は、平成18年度政策評価実施計画（18年3月策定）の「基本的考え方」を要約したもので、全文は、平成18年度政策評価実施計画のP.101～103参照。

#### [事務運営の報告]

本項目については、政策目標2-5-4.(1)納税環境の整備(P203)に示したとおりです。

業績指標 2-5-1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (P204に掲載)

業績指標 2-5-2 : 税関相談制度の運用状況（税関相談に即日で対応した割合）

(P205に掲載)

業績指標 2-5-3 : 税関相談制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）

(P206に掲載)

業績指標 2-5-4 : 事前教示制度の運用状況（事前教示に一定期間以内で回答した割合）

(P206に掲載)

#### 【事務運営プロセスの改善に係る取組】

政策目標2-5と同様(P211参照)

### 5. 平成17年度政策評価結果の政策への反映状況

#### (1) 税関手続に係る制度等の改善

通関手続の迅速化のための制度の利用促進等

関税制度や税関手続について、とりわけ簡易申告制度や平成18年3月に導入された特定輸出申告制度について、より重点的に輸出入者等の利用者に説明し、税関ホームページの充実を図るなど、制度のPRに努め、その利用促進に取り組みました。

#### 利用者満足度の向上

平成17年度の満足度調査アンケートにおいて指摘があった、日常接している税関職員の利用者に対する言葉遣いや職員の法令知識・商品知識に関する不満等を解消するため、職員の接遇の改善や法令知識・商品知識の充実を図る研修の実施などに取り組みました。

### 電子化の推進

- イ NACC S及びCuPESのシステム稼動率については、システムの管理体制の充実を求ることによりシステムの稼動に万全を期し、結果として100%の稼働率を達成しました。
- ロ NACC Sのシステム処理率は前年水準を維持すること、CuPESの処理件数は前年度実績より増加させることを目指し、NACC Sの導入及びCuPESの利用の効果をPRするといった取組や、CuPESによる申請・届出等を疑似体験することができるCuPESのデモソフトを税関ホームページで配布するといった取組に努めました。
- ハ NACC S及びCuPESについては、平成18年3月に決定・公表された「税関業務（輸出入及び港湾手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、利用者の利便性の更なる向上等の視点を踏まえ、開発を行っているところです。

### 税関の機構見直し

平成18年7月には、原産地認定事務、関税分類及び分析事務、関税評価事務等のより専門性の高い業務の充実を図るとともに、国際物流の高度化にも対応した適正かつ迅速な通関がより一層確保できるよう、税関の機構の見直しを実施しました。

### (2) 情報提供機能の強化

本項目については、政策目標2-5.5.(1)納税環境の整備(P211)に示したとおりです。

## 6. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

### (1) 平成18年の我が国の貿易動向

総合目標5-6.(5)(P112)参照。

参考・モニタリング指標 総5-：輸出入額及び差引額（対GDP比を含む）の推移

(P113に掲載)

### (2) 輸出許可件数及び輸入許可・承認件数

年々増加する傾向で推移しており、税関に対する行政需要は一層増大しています。

詳しくは政策目標5-1-6.(2)(P347)参照。

参考・モニタリング指標 5-1-：輸出入許可・承認件数の推移 (P347に掲載)

### (3) 旅具通関の迅速化

入国旅客等の携帯品等に係る徴税事務を適正かつ迅速に行うため、ACTIS(旅具通関事務電算システム)を導入し、関税等の税額計算や納税告知書の作成を電算化するとと

もに、累次のシステム更改等を行い、旅具通関の迅速化を図っています。

(注) A C T I S (Airport Customs Taxation Information System) : 入国旅客等の旅具通関時に  
おける携帯品、別送品、託送品の徴税処理を行うシステムのことといいます。

参考・モニタリング指標 5-3- : A C T I S (旅具通関事務電算システム) 徴税業務利用率  
(単位: %)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
利 用 率	94.6	95.1	97.3	97.7	97.0

(出所) 関税局監視課調

(注) A C T I S を利用した徴税件数 / 全徴税件数 (旅具通関扱いをする携帯品等に係る徴税件数)

#### (4) 輸出入通關の迅速化

輸出入通關の迅速化を図り、利用者の方々の利便性を向上する観点から、これまで予備審査制、到着即時輸入許可制度等を導入してきています。更に近年は、国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図るとともに、通關手続の一層の迅速化等の利便性の向上を図る観点から、コンプライアンスの優れた輸出入者に対する特例措置（簡易申告制度、特定輸出申告制度）の導入・改善を行っており、これらの制度を一層認知して頂くために、説明会の開催等、輸出入者に対し直接周知する機会を多く設けるとともに、税關ホームページ (<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>) に制度の説明を掲載するなど積極的に周知を行っています。

参考・モニタリング指標 5-3- : 輸入通關の迅速化のための制度（予備審査制、到着即時許可制度、簡易申告制度）の利用状況（制度利用率）  
(単位: %)

		平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
制 度 利 用 率	予備審査制	39.2	39.6	43.5	44.5	43.9
	到着即時許可制度	17.4	18.0	17.6	20.9	17.9
	簡易申告制度	6.2	7.4	7.2	8.0	9.3

(出所) 関税局業務課調

(注) それぞれの制度を利用した輸入申告件数 / 税關への全輸入申告件数 (簡易申告制度については、同制度の利用の承認を得た特例輸入者の全申告件数に占める割合 (利用率はNACCS利用申告に占める割合))。簡易申告制度の利用率は、平成13年9月までは航空NACCSを利用した簡易申告ができなかったことから海上NACCSを利用した申告のみの件数を、同年10月以降は海上NACCS及び航空NACCS双方を利用した申告の件数を基に算出。

参考・モニタリング指標 5-3- : 輸出通關の迅速化のための制度（包括事前審査制度）の利用状況  
(制度利用率)  
(単位: %)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
制度利用率	16.4	16.4	16.3	24.0	15.9

(出所) 関税局業務課調

(注) 包括事前審査制度を利用した輸出申告件数 / 税關への全輸出申告件数。

参考・モニタリング指標 5-3- : 輸出入通関制度の認知度 (単位: %)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事前教示制度	65.6	62.8	64.0	69.4	63.9
予備審査制度	67.2	66.3	73.6	73.6(輸出) 79.9(輸入)	69.2(輸出) 74.4(輸入)
到着即時輸入許可制度 (航空貨物)	55.4	64.5	68.3	65.9	60.7
到着即時輸入許可制度 (海上貨物)	-	59.9	60.9	65.1	61.9
他法令手続のコンピュータシステムによる税關への証明	55.4	54.1	64.6	66.7	61.7
納期限延長制度	68.3	69.2	72.0	74.8	72.5
簡易申告制度	76.3	79.1	74.8	78.0	73.4
包括事前審査制度(輸出)	62.9	65.7	72.7	76.3	70.2
執務時間外における通關	72.6	73.8	93.5	88.2	88.1

(出所) 關稅局業務課調(アンケート調査による。)

(注) 数値は、輸出入者に対する輸出入通關手續に関する利用者アンケート調査において、各通關手續を知っていると回答した人の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP567参照。

## (5) 税關職員による説明会・講演会

政策目標2 - 5 4 . (1) (P203) 参照。

参考・モニタリング指標 2-5- : 講演会・説明会の開催回数 (P204に掲載)

## (6) 税關手續の概要と申請等の様式

政策目標2 - 5 4 . (1) (P203) 参照。

参考・モニタリング指標 2-5- : ホームページへの申告書等の様式掲載件数

(P205に掲載)

## (7) 輸出入者の方々からの様々な相談に応じる税關相談等

政策目標2 - 5 4 . (1) (P203) 参照。

参考・モニタリング指標 2-5- : 税關相談制度の運用状況 (税關相談官相談処理件数)

(P213に掲載)

参考・モニタリング指標 2-5- : カスタムスアンサー利用件数 (電話・ファックス)

(P214に掲載)

参考・モニタリング指標 2-5- : カスタムスアンサー利用件数 (インターネット版利用件数)

(P214に掲載)

---

(8) 貨物の品目分類や適用税率に係る事前教示の文書回答件数

政策目標2-5 4.(1)(P203)参照。

参考・モニタリング指標 2-5- : 事前教示制度の運用状況(事前教示回答件数)

(P214に掲載)

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

政策目標5-3 税関手続における利用者の利便性の向上

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 5-3-1 輸出入通関・保税その他の税関手続について、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理を実現することにより利用者の利便性を向上させる。その際、国際物流の迅速化・円滑化に貢献し、電子化に対応するため、通関体制の整備、簡易申告制度の利用促進、通関情報処理システム(NACCIS)等の更なる充実によるシステム化の推進、ローリスク貨物に対する手続の簡素化などを推進する。

引き続き推進 見直し 廃止

業績目標 5-3-2 これらの施策の実効性を確保する観点から、関税率表の所属区分等の公開、カスタムスアンサーの機能の充実、税関相談、事前教示等により、税関手続に関する利用者への情報提供機能を強化する。

引き続き推進 見直し 廃止

(注) 政策目標5-3「税関手続における利用者の利便性の向上」については、予算との連携を図る観点から見直しを行った結果、政策目標2-5「関税等の適正な賦課及び徴収」及び政策目標5-4「社会悪物品等の密輸阻止」と統合され、平成19年度実施計画において、政策目標5-3「関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上」としている。

(2) 企画立案への反映に向けた提言

税関手続に係る制度等の改善

イ 国際物流の迅速化・円滑化及び利用者の利便性の向上

国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図る観点から、コンプライアンスの優れた事業者に対して通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するAEO制度(注)の構築を推進するとともに、簡易申告制度、特定輸出申告制度等について、税関ホームページや説明会等を通じてそのPRに努め、制度利用者の一層の拡大を図ります。

(注) AEO(Authorized Economic Operator:認定された経済事業者)制度は、貨物のセキュリティ面のコンプライアンス等に優れた輸出入業者等を税関が認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するもの。

#### □ 利用者満足度の向上

輸出入通関における利用者満足度が前年度実績から低下していることから、今後、輸出入者及び通関業者の方々の利用者満足度が向上するよう、職員の資質の向上等を図るため、職員研修の抜本的な見直し等による研修内容の充実を図るとともに、文書による事前教示制度のより一層の利用促進、全国レベルでの事例分析やデータベースの一層の活用に努めています。

また、引き続きアンケートにより輸出入通関制度の利便性について意見を聴取し、その結果を分析することにより、適正な通関を確保しつつ利用者の方々の利便性の向上を図ることに努めています。

#### 八 電子化の推進

NACCISについては、今後ともシステムの管理体制の充実を求ることにより、安定稼働に努めます。

また、利用者の利便性の更なる向上等を図るため、平成20年10月に府省共通ポータルを構築し、次世代シングルウィンドウを実現するとともに、NACCIS等の税関システムについては、平成18年3月に決定・公表された「税関業務（輸出入及び港湾手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、次期システムの開発を着実に行います。

##### 情報提供機能の強化

本項目については、政策目標2-5 7.(2) 納税環境の整備(P216)に示したとおりです。

#### (3) 平成20年度予算要求等への反映

国際物流におけるセキュリティ強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図る観点から、アジア・ゲートウェイ構想等も踏まえ、簡易申告制度、特定輸出申告制度等を基盤とした日本版AEO制度の構築を推進するとともに、その制度の内容等について、税関ホームページや説明会等を通じてPRに努め、制度利用者の一層の拡大を図られるよう、必要な経費の確保に努めます。

また、利用者の利便性の更なる向上等を図るため、平成20年10月に府省共通ポータルを構築し、次世代シングルウィンドウを実現するとともに、次期税関システムの開発を行うため、引き続き必要な経費の確保に努めます。